

平成23年11月1日

実務修習生 各位

社団法人 日本不動産鑑定協会  
研 修 委 員 会  
委員長 新藤延昭  
( 職 印 省 略 )

## 指定類型実地演習の必要記載事項の対応方及び注意事項について(お知らせ)

実務修習審査会では、国土交通省が、「不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン」を策定したこと等を受け、指定類型実地演習の報告書式の改訂を行いました。

つきましては、今後の指定類型実地演習における報告書式の切り替えに係る対応方及び平成23年12月1日以降に実地演習を履修する場合の注意事項等について、下記のとおりお知らせいたしますので、それぞれよく内容を確認のうえ、各自間違いのないように報告書式の切り替えを行い、今後の実地演習に当たって下さい。

なお、平成23年10月末日締め切りの報告において、実地演習の単元をすべて修得された方は、原則として本案内は不要となります。 予めご承知置き下さいますようお願いいたします。

記

## I. 指定類型実地演習報告書式の改訂に伴う切り替え時期について

### 1. 平成24年3月末日締め報告分

平成23年12月から実施されます第6回実務修習を受講される方については、新書式にて報告することにし、第5回実務修習以前の実務修習生については、この期間の実地演習は、新旧の報告書式いずれでの報告でも可とします。

### 2. 平成24年7月末日締め報告分

平成24年7月末日締め報告分から、報告書式は改訂された新報告書式に切り替えとします。したがって、平成24年4月1日からの実地演習は、新書式による履修が必要になります。平成24年7月末日締め報告分から、原則旧書式による報告は認められませんので、十分ご注意ください。

※ 本会ホームページ掲載の実地演習報告書式については、平成23年11月1日から新様式に変更いたしました。

## 【参 考】

指定類型実地演習の鑑定評価書報告書式の主な改訂箇所

○「IV. 鑑定評価の依頼目的等」について

## 2. 依頼者以外への提出先等

提出先：〇〇 〇〇

開示先：〇〇 〇〇

上記の項目の追加をいたしました。実務修習での提出物ということ considering 特段、具体的な名称を入力する必要はなく、「〇〇 〇〇」という形でご提出していただいてもかまいません。また、「〇〇 〇〇」と記入することで、減点の対象となりません。

### ○「X. 付記事項」について

平成21年11月25日付「実地演習報告書式の改訂に伴う対応方及び平成21年12月以降に実地演習を行う場合の注意事項について（お知らせ）」により、付記事項については、実務修習としての履修報告であることを踏まえ、反映させなくてかまいませんとお知らせいたしました。今回、指定類型実地演習の鑑定評価報告書式に、下記のとおり記載事項を追加いたしました。引き続き、上記のとおり、表としては、掲載するものの実務修習としての履修報告であることを踏まえ、具体的な記載については、必要ありません。また、こちらについても、上記「依頼者以外への提出先等」と同様に記載がされていないことにつき、実務修習の審査での減点の対象にはなりません。

### 不動産鑑定士等の役割分担

業者分類	業者名	不動産鑑定士の氏名	署名押印 (※)	業務内容
受託業者	〇〇不動産鑑定事務所	AA AA	◎	・不動産鑑定士の指揮及び鑑定評価の結果の検証
		BB BB	○	・鑑定評価の手順の全段階
		CC CC		・鑑定評価業務の受託審査
		DD DD		・鑑定評価報告書の審査
提携業者	□□調査会社	—	—	・土壌汚染に関する調査
	××建築設計事務所	—	—	・開発想定図面の作成

(※) 本鑑定評価書に署名押印する不動産鑑定士は、本鑑定評価に関与した不動産鑑定士であり、その役割によって総括不動産鑑定士とそれ以外の不動産鑑定士に分かれる(◎:総括不動産鑑定士、○:総括不動産鑑定士以外の不動産鑑定士)。

以 上